

こんな先にはこのように 事業承継対策の必要性を説明する

ここでは、事業承継対策が必要と考えられる先に対して、なぜ対策が必要なのかを理解してもらうための説明方法を解説する。

魚路剛司 京葉銀行 成長戦略推進部 上席参事役

① 純資産が増加傾向にある先 自社株評価額を算出し 対策の検討を促す



毎 期黒字を計上し、内部留保が厚くなり、金融機関や取引先から「優良企業」と言われることは社長冥利に尽きる。しかし、そのような経営者でも、経営のバトンタッチを考えたところに大きな障壁が待ち構えている。それが自社株式の承継である。

中小企業の経営者は、役者に例えると一人二役を演じている。一つは、会社のオーナーとしての立場である。経営理念に則った代表取締役社長として、会社の中心となって行動する。もう一つが、出資者である株主としての立場だ。上場企業であれば、経営と所有は分離され相互牽制が図られている。ただ、中小企業では経営は社長、株主は別人となると何も決めることができなくなってしまう。そのため、経営権である自社株式の集中が必要になる。自社株評価の概算を契機に取引深耕を図る。ところが、内部留保が厚くなる。一般的に自社株式の評価（相続税評価額）は高くなる。資本金1000万円の会社が自社株式の評価をすると、その10倍、20倍に上っているというケースはよくある。そのため、後継者へ自社株式を承継するのに非常に苦労する。一つの目安として純資産額の厚い会社や、毎期安定的に黒字計上し純資産額が増加傾向にあるような会社には、「だれに」「いつ」「どのよう」に承継するかという具体的な対策が必要になる。最近、金融機関でも決算書上の簿価で自社株評価を概算額で算出するサービスを行っているところがある。そのような金融機関では、この点を切り口として深耕を図ることも可能だ。融資の創造、収益の獲得に結び付けるビジネスチャンスである。

担当者…今期も業績は順調のようですね。当店の中でも指折りの優良企業です。そういえば、息子さんに引き継ぐ時期はいつ頃を考えているのですか？

こんなトークを展開しよう

担当者…社内各部署の仕事を経験させ、対外的にも周知しているから、あと3〜5年くらいかな担当者…それは楽しみですね。ところで社長、事業承継を検討するうえで特に自社株式の承継が重要です。御社は純資産額が増加傾向ですので、自社株式の評価も相対的に高くなっている可能性があります。一度、概算額を出してみませんか？ そのうえで、今後の対策について顧問税理士さんを含めて検討してはいかがでしょうか？

② 株式が複数の親族に分散している先 経営を安定させるため 定款整備の重要性を説明



こんなトークを展開しよう

決 算書の「別表2」は「同族会社等の判定に関する明細書」といい、期末現在の発行済株式の総数または出資の総額、および株主名や各株主の株式数、出資額を見ることが出来る。事業承継とは、「経営の承継」「資産の承継」「経営資源（知的資産）の承継」の三つを一体的に解決し、次世代に引き継いでいくことである。①で見たように、特に資産の承継においては、自社株式が課題となっているケースが多い。

経営と無関係な株主の発生を防止する

一つ目は、経営者の持株比率である。安定した経営を行うには、

経営者に経営権が集中していることが欠かせない。経営者の自社株式の保有割合は、できれば3分の2以上ほしい。これは、後述する定款変更などの重要事項を採決できる特別決議に必要な割合である。経営者が集中していること、自社株式はますます分散され、会社とはまったく無関係な人に株式が移ってしまい、これからの事業承継に多大な支障を来すおそれがある。こうした事態を防ぐ対策として、定款の整備がある。以下の2点を盛り込んでおくことよいう。A株式の譲渡制限の規定
I相続人等への株式売渡請求の規定
特にIがあれば、株主に相続が発生した場合に、その株式を取得した相続人に対して、会社に売渡すことを請求できるようにする。なお、Aとも特別決議が必要となるので、前述のとおり経営権の集中が欠かせない。

担当者…社長、決算書の別表2を拝見したところ、社長の持株比率が51%で、株主の方がたくさんいらっしゃるんですね
担当者…会社設立時に親戚や兄弟に、私の出世払いということを出資してもらったんだ
担当者…ちなみに、皆さん年齢はおいくつくらいですか？
担当者…叔父や叔母は80歳を超えているよ。兄弟も皆いい歳だね
担当者…そうすると、叔父さんや叔母さんのお子さんの年齢も社長くらいでしょうか？
担当者…皆、自分と同じくらいで60歳前後かな。そういえば、去年一人亡くなったんだ
担当者…社長、御社はご長男に引き継ぐとのことですが、その前に社長の代で定款の整備をしておいたほうがよいと思います。定款を拝見すると、譲渡制限については記載されていますが、相続人等への株式売渡請求の規定はありません。これも定款に盛り込んでおいたほうがよいと思いますよ